

全 建 事 発 第124 号

平成 24 年 2 月 23 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会

会 長 浅 沼 健 一

〔公 印 省 略〕

「災害廃棄物処理業務委託契約に係る経営事項審査」における取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より、東日本大震災の被災地域における災害廃棄物処理業務委託契約に係る経営事項審査の取り扱いについては、その契約金額の全額を会計上やむを得ず完成工事高として計上した建設業者については、経営事項審査の工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高の申請において、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを申請業種に係る「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入し、それ以外の金額については「その他工事」の「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入することとなる旨の通知が各地方整備局等に通知され、本会につきましても、別添のとおり周知徹底するよう通知がありました。

つきましては、経営事項審査の申請に当たって適切に対応されますよう、貴会会員に対して周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具